

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月28日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 菊地健太郎
同 武田 聡

記

1 定例監査

- 1) 監査の対象部課等 総務部 行政経営課、職員課、広報課
まちづくり政策部 建築指導課
会計管理者補助組織 会計課
- (2) 監査の期間 令和5年1月5日から令和5年2月24日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
総務部 行政経営課	指摘する事項はなかった。
総務部 職員課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 税外収入滞納整理事務において、督促状発付の手続きが行われていないものがあった。
総務部 広報課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 警備報告書において、次のようなものがあった。 (1) 火気の消し忘れについて、12月から3月の間で指摘があったもの（蔵王コミュニティセンター、本沢コミュニティセンター） ・ 蔵王コミュニティセンター 3日3件 ・ 本沢コミュニティセンター 2日2件 (2) 1階部分の未施錠・開放について、12月から3月の間で指摘があったもの（滝山コミュニティセンター、南山形コミュニティセンター、蔵王コミュニティセンター）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滝山コミュニティセンター 2日2件 ・ 南山形コミュニティセンター 4日4件 ・ 蔵王コミュニティセンター 2日2件
まちづくり政策部 建築指導課	指摘する事項はなかった。
会計管理者補助組織 会計課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。